

事業所各位

柳川労働基準協会
会長 吉開 元治

小型移動式クレーン運転技能講習会実施(ご案内)

労働安全衛生法の規則で、つり上げ荷重1トン以上5トン未満の移動式クレーン運転の業務については、技能講習修了の資格を持っている者でなければ就業出来ません。

つきましては、福岡労働局登録教習機関、(株)日立建機教習センタ福岡教習所の協力により小型移動式クレーン運転技能講習会を、下記の通り**3日間**開催しますので、この機会に是非受講されるようご案内申し上げます。

❖日時場所

第1日目(学科) 平成26年9月5日(金) 午前8時50分～午後6時

第2日目(学科) 平成26年9月6日(土) 午前8時50分～午後5時

第3日目(実技) 平成26年9月7日(日) 午前8時30分～午後5時

◎学科場所：柳川商工会館 3階大ホール(柳川市本町117-2)

◎実技場所：柳川庁舎北側駐車場(柳川商工会館前)

❖受講資格者及び受講料 ※受講資格者は、18才以上の方。

◎一般受講者(20H) 42,000円{消費税、テキスト代(2,000円税込)を含む}

◎有資格者(16H) 36,000円{消費税、テキスト代(2,000円税込)を含む}

【有資格者】

- ・クレーン運転士免許、デリック運転士免許又は掲貨装置運転士免許を受けた者。
 - ・玉掛技能講習又は床上クレーン運転技能講習を修了した者。
- 但し、上記運転士免許証又は技能講習修了証のコピーを添付して下さい。

【受講料について】

- ・現金の場合：当日持参して下さい。
- ・振込の場合：前日までに下記宛にお振込みください。

三菱東京UFJ銀行 新東京支店(147) 普通 7760050
名義：キョウシュウセンタ フクオカ

※振込手数料はお客様のご負担でお願い致します。又、受講開始後の受講料は返却できませんことを予めご了承願います。

❖申込先 ◎柳川労働基準協会まで(柳川商工会館内) 〒832-0045 柳川市本町117-2 TEL 0944-73-7000

❖定員及び締切日 ◎申込順に受付け、定員40名になり次第締切ります。

※注意事項

- ・写真は無帽で上半身、2.4×3.0 cmの物、写真裏面に氏名を記載してください。
- ・本人確認のため、氏名・生年月日・本籍地の記載がある公的書面(住民票等)の原本または、IC化された自動車免許証で8桁の暗証番号をご存知の方。(住民票等のコピーは不可)
- ・一部免除者は、必ず、上記運転士免許証又は技能講習修了証のコピーを添付して下さい。

